

概要版

# 伊奈町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)



すべての子ども・子育て家庭を見守り、支えあい、  
豊かな子育てを実感できるまち

令和7年3月

(令和8年3月改定)

伊 奈 町

# 計画の策定にあたって

## 「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)」がスタートします！

こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、今、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と、本町の子育て支援施策を総合的に推進するための「次世代育成支援行動計画」を包含した、「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を令和2年度に策定し、事業などを計画的に進めてきました。

この度、第2期計画が最終年度を迎えることから、これからの5年間の本町の子育てを総合的に支援するために、こどもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で果敢に取り組む「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)」を策定します。

## 計画の位置づけと期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」(次世代育成支援計画)、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を一体化した計画です。

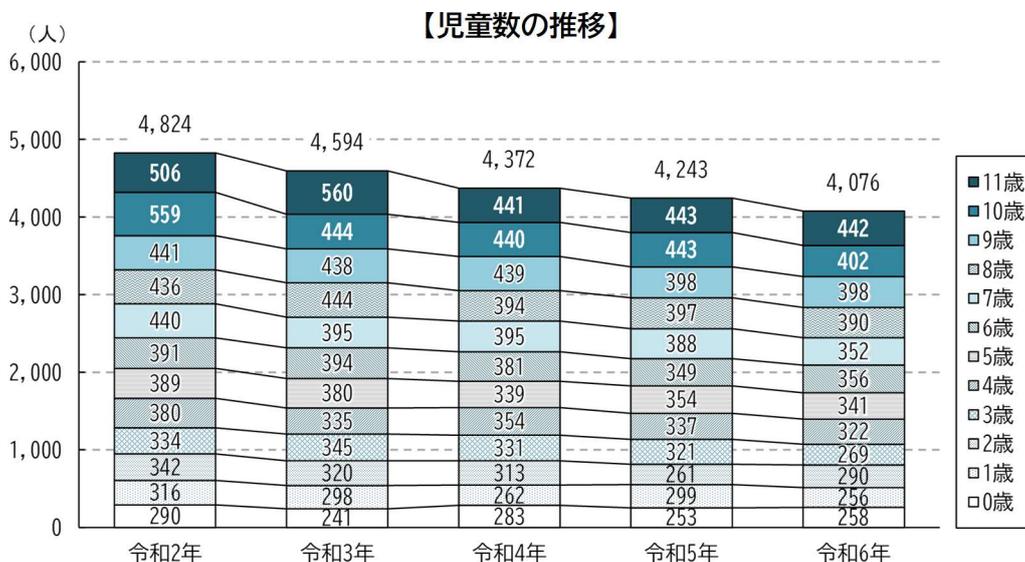
また、本町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」をはじめ、「伊奈町地域福祉計画」「伊奈町障害者計画」「伊奈町障害福祉計画及び伊奈町障害児福祉計画」「伊奈町健康増進計画」、などの個別計画との整合を図っています。

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、必要に応じて計画の見直しを図ります。

# 伊奈町のこども・家庭の現状

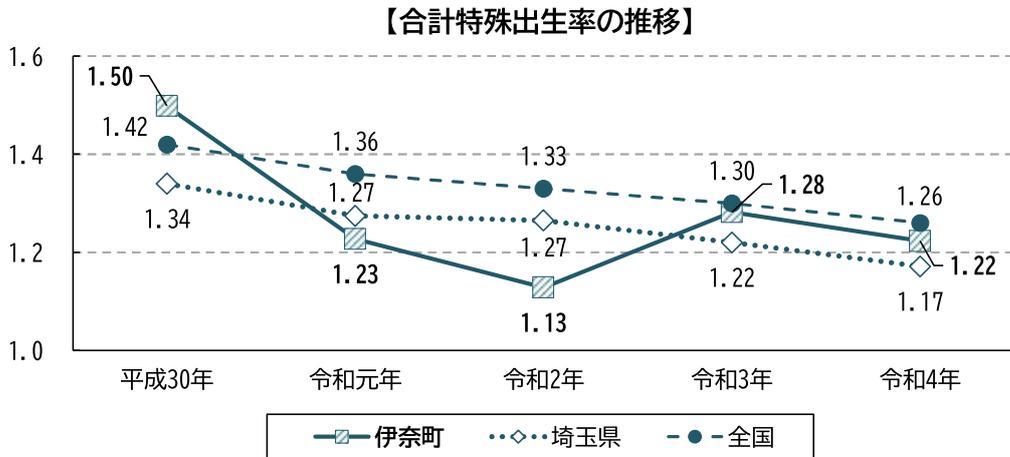
## 少子化の動向

本町の0歳から11歳までの児童数は、令和2年の4,824人が令和6年には4,076人となっており、748人減少しています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日)

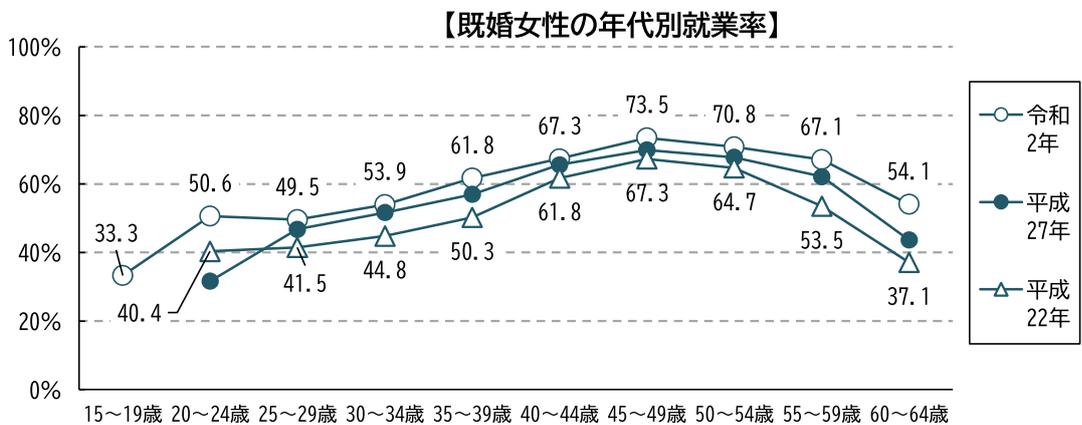
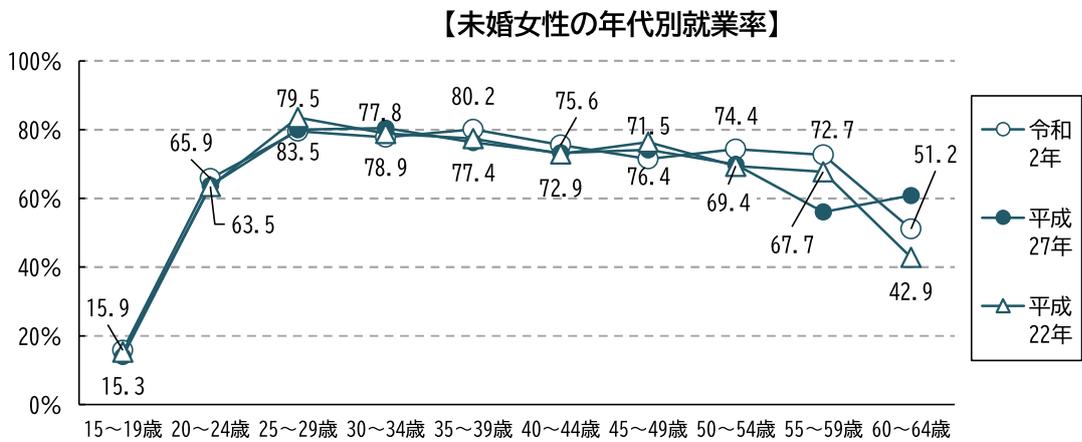
本町の合計特殊出生率※は年による変動が大きくなっていますが、令和元年、令和2年は、全国や埼玉県を下回っています。（※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子ども数に相当します。）



資料：彩の国統計情報館 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

## 就業の状況

本町の女性の年代別就業率をみると、平成22年から令和2年の10年で、未婚女性の就業率には大きな変化がない一方で、既婚女性の就業率は、全年代で増加しています。



資料：国勢調査(各年10月1日)

# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

第2期計画では、「すべての子ども・子育て家庭を見守り、支えあい、豊かな子育てを実感できるまち」を基本理念として掲げ、次世代を担う子どもたちの成長を願う取組に努めてきました。

この基本理念は、子ども・子育て支援法が目的としている、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現、を目指すものです。

本計画においても第2期計画の基本理念を継承し、本町に生まれ育つすべてのこどもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指します。

すべての子ども・子育て家庭を  
見守り、支えあい、  
豊かな子育てを実感できるまち

## 基本目標

基本理念に掲げる「まち」の実現に向け、「行政」「保護者」「地域・団体」のそれぞれが目指すものを織り込んだ基本目標を、次のとおり設定します。

なお、これらの目標は、第2期計画の目標を継承するものです。

### 基本目標1

すべてのこどもと子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、子育て情報の収集・提供、経済的負担の軽減と児童の健全育成を推進します。

### 基本目標2

安心してこどもを産み、育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携など、母子保健の充実を図ります。

また、すべてのこどもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取組を推進します。

### 基本目標3

子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、こどもと子育て中の保護者が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

# 施策体系

## 基本理念

すべての子ども・子育て家庭を見守り、支えあい、  
豊かな子育てを実感できるまち

### 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える

#### 基本施策(1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

- ①保育ニーズの多様化について
- ②保育サービスの質の向上
- ③幼稚園教育振興支援
- ④男女共同参画計画の推進
- ⑤家庭教育の充実
- ⑥子育て世帯への応援
- ⑦事業所、就労者への意識啓発
- ⑧就労支援
- ⑨経済的支援

#### 基本施策(2) 地域における子育ての支援

- ①交流・相談機会の提供
- ②子育て家庭への訪問
- ③子育てサークルへの支援
- ④民生委員・児童委員による活動
- ⑤異世代交流の推進
- ⑥ボランティア活動の推進
- ⑦ヤングケアラー支援
- ⑧里親支援

#### 基本施策(3) 地域におけるこどもの居場所づくり

- ①こどもの居場所づくり
- ②こどもの居場所の提供

### 基本目標2 安心して産み、育てることができる

#### 基本施策(1) 親とこどもの健康の確保・増進

- ①妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導
- ②妊娠・出産・育児の悩み解消のための体制の充実
- ③感染症予防対策
- ④食育の推進
- ⑤小児救急医療提供体制の充実

#### 基本施策(2) こどもの貧困に関する取組

- ①経済的(生活)支援の充実
- ②教育的(学習)支援
- ③ひとり親家庭等医療支援
- ④ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
- ⑤ひとり親家庭児童就学支援
- ⑥ひとり親家庭保護者の就労支援
- ⑦居場所づくりの支援

#### 基本施策(3) 障がい児施策の充実

- ①障がい児福祉施策
- ②障がい児等への支援

### 基本目標3 子育てを温かく見守り、支える

#### 基本施策(1) こどもの安全の確保

- ①防犯、交通安全のための体制整備
- ②地域ぐるみの防犯体制整備
- ③犯罪から身を守る教育の推進

#### 基本施策(2) 児童虐待防止対策の充実

- ①児童虐待の防止
- ②児童と保護者へのケア体制整備

#### 基本施策(3) 子育てを支援する生活環境の整備

- ①安心して出かけられる公共施設整備

# 施策の展開

## 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える

### (1)仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

基本施策	事業
① 保育ニーズの多様化について	認可保育所受け入れ態勢の強化、小規模保育事業の充実、放課後児童健全育成事業
② 保育サービスの質の向上	保育士研修、保育所改修事業、ICT化の推進、保育士奨学金返済支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
③ 幼稚園教育振興支援	幼児教育振興協議会、幼稚園の認定こども園等への移行支援
④ 男女共同参画計画の推進	男女共同参画事業
⑤ 家庭教育の充実	母親学級、両親学級、子育て啓発事業、PTA 家庭教育学級、ブックスタート事業
⑥ 子育て世帯への応援	子育て応援事業・子育てファミリー応援事業、ファミリーサポート事業
⑦ 事業所、就労者への意識啓発	就労条件改善等の意識啓発、雇用機会情報の収集・提供
⑧ 就労支援	雇用機会情報の収集・提供(再掲)
⑨ 経済的支援	児童手当支給事業、子ども医療費支給事業、多子世帯就学支援事業

### (2)地域における子育ての支援

① 交流・相談機会の提供	地域交流会、子育てに関する情報発信、児童相談、子育て電話相談、地域子育て支援拠点事業、つどいの広場事業、伊奈町子ども家庭総合支援拠点((仮称)伊奈町こども家庭センター)、子育てサロン「ハピベビるーむ」、児童館事業
② 子育て家庭への訪問	保健師等による訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、母子愛育会ボランティアによる活動
③ 子育てサークルへの支援	子育てサークルへの支援、子育てサークルに関する情報提供、児童館事業(再掲)
④ 民生委員・児童委員による活動	民生委員・児童委員による活動
⑤ 異世代交流の推進	異世代間の交流促進、子供防災教室、児童館事業(再掲)
⑥ ボランティア活動の推進	母子愛育会ボランティアによる活動(再掲)、食生活改善推進員(ヘルスマイト)ボランティアによる活動、赤十字奉仕団ボランティアによる活動
⑦ ヤングケアラー支援	ヤングケアラー支援事業
⑧ 里親支援	里親制度に関する意識啓発

### (3)地域におけるこどもの居場所づくり

① こどもの居場所づくり	放課後子供教室、学校外活動充実事業(WaKu 楽体験教室)、スポーツレクリエーション振興(教室等の開設)、こども食堂
② こどもの居場所の提供	伊奈町教育センター、児童館事業(再掲)

## 基本目標2 安心して産み、育てることができる

### (1)親とこどもの健康の確保・増進

基本施策	事業
① 妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導	妊産婦健康診査事業、乳幼児健康診査事業、新生児聴覚スクリーニング検査、母親学級、両親学級(再掲)、乳児相談、育児教室、幼児相談、子育て世代包括支援センター、((仮称)伊奈町こども家庭センター)、家庭訪問
② 妊娠・出産・育児の悩み解消のための体制の充実	母親学級、両親学級(再掲)、乳児相談(再掲)、育児相談、家庭訪問(再掲)
③ 感染症予防対策	各種予防接種実施事業
④ 食育の推進	乳幼児のための離乳食指導、食育増進事業、親子料理教室の開催、食育増進活動の推進
⑤ 小児救急医療提供体制の充実	小児初期救急医療運営負担事業、小児二次救急医療運営負担事業

### (2)こどもの貧困に関する取組

① 経済的(生活)支援の充実	児童手当支給事業(再掲)、子ども医療費支給事業(再掲)、就学援助費扶助事業、要保護・準要保護生徒卒業祝金支給事業
② 教育的(学習)支援	生活困窮者自立支援事業
③ ひとり親家庭等医療支援	ひとり親家庭等医療費支給事業
④ ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭の公営住宅入居への配慮
⑤ ひとり親家庭児童就学支援	母子・父子家庭児童入学祝金支給事業
⑥ ひとり親家庭保護者の就労支援	ひとり親家庭等への就業等の情報提供
⑦ 居場所づくりの支援	生活困窮者自立支援事業(再掲)、こども食堂(再掲)

### (3)障がい児施策の充実

① 障がい児福祉施策	在宅福祉サービス
② 障がい児等への支援	乳幼児健康診査事業(再掲)、親子教室、障害児保育事業障害児通所訓練事業、特別支援教育就学奨励費補助金交付事業、障害児保養招待、重度心身障害者医療費支給事業、障害児通所支援事業、発達支援巡回訪問事業、医療的ケア児保育支援事業、特別児童扶養手当支給事業、自立支援給付事業、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業、難聴児補聴器購入費助成事業

## 基本目標3 子育てを温かく見守り、支える

### (1)こどもの安全の確保

基本施策	事業
① 防犯、交通安全のための体制整備	交通安全啓発事業、安全マップの作成、防犯・交通安全施設整備事業
② 地域ぐるみの防犯体制整備	地域ぐるみの防犯体制整備、防犯まちづくり推進事業、いな見守り ONE TEAM 事業
③ 犯罪から身を守る教育の推進	防犯まちづくり推進事業、不審者対応啓発、学校・保育所事故対応手引きの配布、薬物乱用防止教室、ネットモラル教育

### (2)児童虐待防止対策の充実

① 児童虐待の防止	健康診査未受診者対応、児童虐待相談窓口の設置、伊奈町子ども家庭総合支援拠点((仮称)伊奈町こども家庭センター)(再掲)、要保護児童対策地域協議会
② 児童と保護者へのケア体制整備	里親制度に関する意識啓発(再掲)、虐待の早期発見・初期対応の徹底、被虐待児童の見守り等

### (3)子育てを支援する生活環境の整備

① 安心して出かけられる公共施設整備	公園施設整備、町道改修・整備事業、町内公共施設のバリアフリー化、赤ちゃんの駅の普及・啓発
--------------------	--

# 教育・保育等の量の見込みと確保の方策

## 認定区分について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育施設などの利用のため、お子さんの年齢と保護者の就労状況等に基づく家庭の類型を基準とした認定を市町村から受けることになります(同法第20条)。その際の認定の区分は次のとおりです(同法第19条)。

### ■認定区分

区分	年齢	利用先	対象家庭類型
1号	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭
2号	3～5歳	幼稚園	共働きであるが、幼稚園利用の家庭
	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号	0、1・2歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭

### ■事業一覧

事業	利用先
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育(定員6～19人)</li> <li>・家庭的保育(定員5人以下)</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育所</li> </ul> (事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園 (子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園)

## 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく本町の教育・保育の提供区域は、保護者やこどもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、第2期計画と同様、町全域とします。



## 教育・保育施設の「量の見込み」と「確保の方策」

### (1) 0歳児保育(3号認定こども)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		62	62	62	63	64
確保の方策 (人)	57	57	57	57	57	57
	9	9	9	9	9	9
確保の方策 - 量の見込み		4	4	4	3	2

### (2) 1歳児保育(3号認定こども)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		135	137	138	138	141
確保の方策 (人)	108	108	108	108	108	108
	24	24	24	24	24	24
	0	0	0	0	0	0
確保の方策 - 量の見込み		-3	-5	-6	-6	-9

※「確保の方策」として示す人数は、認可定員数に基づくものであり、「定員の弾力化」による受入枠増は含まれていません。このため、計画上の「量の見込み」と「確保の方策」の差がそのまま待機児童となるものではありません。

### (3) 2歳児保育(3号認定こども)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		135	144	146	147	147
確保の方策 (人)	123	123	123	123	123	123
	24	24	24	24	24	24
	0	0	0	0	0	0
確保の方策 - 量の見込み		12	3	1	0	0

### (4) 3～5歳児保育(2号認定こども)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		381	359	365	360	370
確保の方策 (人)	認定こども園・保育所	432	432	432	432	432
	認可外	0	0	0	0	0
確保の方策 - 量の見込み		51	73	67	72	62

### (5) 3～5歳児教育・保育(1号認定こども及び2号認定こども)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み(人)		395	28	372	26	378	27
確保の方策 (人)	幼稚園・認定こども園	277		277		277	
	確認を受けない幼稚園	520		520		520	
確保の方策 - 量の見込み		374		398		392	
		令和10年度		令和11年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
量の見込み(人)		373	26	383	27		
確保の方策 (人)	幼稚園・認定こども園	277		277			
	確認を受けない幼稚園	520		520			
確保の方策 - 量の見込み		398		387			

## 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

### (1) 時間外保育(延長保育) 対象:0～5歳

認定こども園、保育所等において、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み(人)		161	163
確保の方策	提供体制(か所)	11	11
	定員(人)	717	717

### (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 対象:小学1年～6年生

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後、遊びや生活の場を提供する事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み(人)		511	428
確保の方策	提供体制(か所)	17	17
	利用者数(人)	620	620

### (3) 子育て短期支援事業 対象:0～5歳

保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となったこどもを、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。現在は実施していませんが、今後の検討課題と捉えています。

### (4) 地域子育て支援拠点事業 対象:0～2歳

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み(人回)		8,071	8,571
確保の方策	提供体制(か所)	5	5
	利用者数(人回)	16,560	16,560

### (5) 一時預かり事業

家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり必要な保育を行う事業です。保育園等の在園児を対象とする幼稚園型とそれ以外の0～5歳の乳幼児を対象とするもの(幼稚園型以外)があります。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み(人日)	幼稚園型	21,032	20,399
	幼稚園型以外	91	93
確保の方策(人日)	幼稚園型	21,780	21,780
	幼稚園型以外	7,056	7,056

### (6) 病児・病後児保育事業 対象:0～5歳

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み(人日)		7	7
確保の方策	提供体制(か所)	1	1
	利用者数(人日)	968	968

### (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート) 対象:0歳～小学校までのこどもがいる方

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み(人日)		1,260	1,075
確保の方策	提供体制(か所)	1	1
	利用者数(人日)	1,871	1,596

**(8) 利用者支援事業 対象:こどもの保護者(主に就学前児童保護者)**

身近な場所で、教育・保育施設等の情報提供や必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み	(か所)	1	1
確保の方策	提供体制(か所)	1	1

**(9) 妊産婦健康診査 対象:すべての妊産婦**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み	受診実人数(人)	280	305
確保の方策			

**(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)**

保健師等が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み	訪問乳児数(人)	256	268
確保の方策			

**(11)-1 養育支援訪問事業 対象:養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)**

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み	延べ訪問人数(人)	31	32
確保の方策			

**(11)-2 要支援・要保護児童支援事業**

要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要支援児童への適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携強化を図る事業です。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み	要保護児童数(人)	55	55
	要保護児童対策協議会の開催回数(回)	25	25
確保の方策			

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき物品の購入に要する費用等を助成する事業です。今後、事業の実施について検討します。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

地域子ども・子育て支援事業に新規参入する民間事業者に対して、相談・助言等を行う事業です。今後、事業の実施について検討します。

**(14) 子育て世帯訪問支援事業**

家事・子育て等の不安や負担を抱える子育て家庭などを訪問支援員(ホームヘルパー等)が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。今後、事業の実施について検討します。

**(15) 児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える児童に居場所となる場を開設、相談及び関係機関との連絡調整を行い、必要に応じて保護者に情報の提供、相談・助言等の支援を行う事業です。今後、事業の実施について検討します。

**(16) 親子関係形成支援事業**

児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。今後、事業の実施について検討します。

### (17)妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。令和7年4月から開始されます。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み 確保の方策	面接実施合計回数 (回)	780	780

### (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満で未就園のこどもに保育所等で遊びや生活の場を提供し、保護者の養育環境を支援する事業です。令和8年4月から開始されます。

		令和7年度	令和11年度
量の見込み 確保の方策	利用児童数(人)	0歳児：0 1歳児：0 2歳児：0	0歳児：615 1歳児：873 2歳児：726

### (19)産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。助産師の訪問によるアウトリーチ型、産院への宿泊による短期入所型を実施しています。

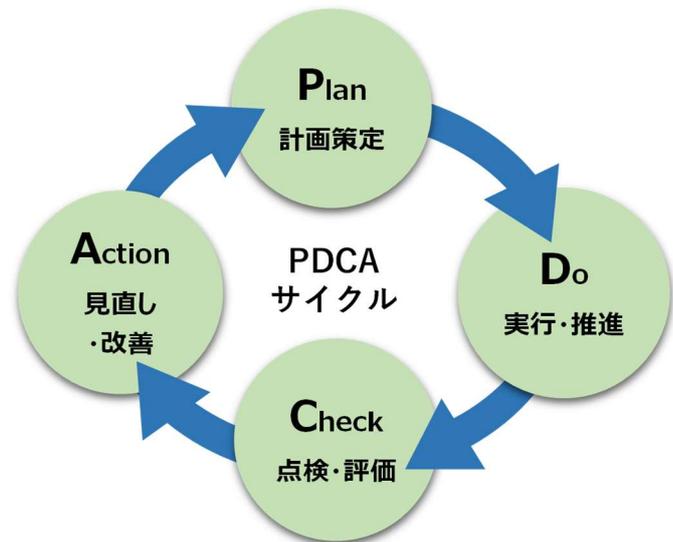
		令和7年度	令和11年度
量の見込み 確保の方策	アウトリーチ型(人日)	30	30
	短期入所型(人日)	137	137

## 計画の推進に向けて

### 計画の進行管理

計画に盛り込まれた施策が当初の予定どおりに実施され、期待どおりの成果をあげているかどうかを知るためには、施策ごとにその実施状況を点検することが不可欠です。点検の結果、成果が未達成の場合には、その原因を調べ、問題となっているものがある場合には必要な見直しを行い、再び施策を推進することで、計画は実効性が高いものとなります。

そのために、本計画では、第2期計画と同様に、右の図に示すPDCAサイクルを用い、進行管理を行うこととします。



## 伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)

令和7年3月発行(令和8年3月改定)

編集：伊奈町子育て支援課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

TEL:048-721-2111(代表) FAX:048-721-2138